

原案可決
全会一致

第19号発議案

北朝鮮によるミサイルの発射に抗議する決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和4年10月18日

提出者 厚生環境委員長 笠原義宗

新潟県議会議長 小島 隆 様

北朝鮮によるミサイルの発射に抗議する決議

北朝鮮は、我が国をはじめ国際社会の強い批判・警告にもかかわらず、今年に入ってから、かつてない頻度でミサイルを発射しており、このうち10月4日に発射されたミサイルは我が国の上空を通過し、太平洋沖へ落下したとみられている。

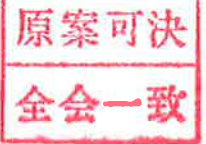
これら一連のミサイルの発射は、国連安全保障理事会決議の違反であり、国際社会への重大な挑戦であるとともに、我が国の平和と国民の安全を脅かす極めて深刻かつ重大な脅威であり、断じて容認できるものではない。

よって本県議会は、北朝鮮に対し断固抗議するとともに、地域の平和と安全を脅かす挑発行為と、ミサイル及び核開発の即刻中止を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年10月18日

新潟県議会



第20号発議案

拉致被害者全員の即時帰国の実現を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和4年10月18日

提出者 総務文教委員長 高橋直揮

新潟県議会議長 小島 隆 様

拉致被害者全員の即時帰国の実現を求める意見書

北朝鮮が日本人拉致を認め、謝罪した平成14年9月17日の日朝首脳会談から20年が経過した。拉致被害者の横田めぐみさんの母、早紀江さんは、報道の取材に応じ、「いつまでたっても解決せず、言いようのないいら立ちがある。情報がない中で待ち続けるのは地獄の苦しみだ」と語った。政府は拉致問題を「最優先、最重要課題」と位置づけ再度の日朝首脳会談を目指すというが、北朝鮮との交渉は停滞し、解決の見通しは依然立っていない。

拉致問題担当相を兼務する松野官房長官は本年9月16日の記者会見で、「2002年に5人の拉致被害者が帰国して以来、一人の帰国も実現せず、いまだに多くの方々が北朝鮮に取り残されていることは痛恨の極みだ」と述べた。

拉致被害者自身やその家族が高齢化し、もはや一刻の猶予もない状況に置かれていることから、早急に拉致被害者全員の即時帰国を実現しなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、今後とも拉致問題を「最優先、最重要課題」と位置付け、国際社会と連携を強化するとともに、圧力に重点を置いた姿勢を貫きつつ、対話も視野に入れたあらゆる手段を講じて行動し、拉致被害者全員の即時帰国を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月18日

新潟県議会議長 小島 隆

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	尾辻秀久様
内閣総理大臣	岸田文雄様
外務大臣	林芳正様
内閣官房長官	松野博一様
拉致問題担当大臣	松野博一様

原案可決
全会一致

第21号発議案

地方財政の充実・強化に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和4年10月18日

提出者 総務文教委員長 高橋直揮

新潟県議会議長 小島 隆 様

地方財政の充実・強化に関する意見書

地方公共団体は、急激な少子高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護などの社会保障制度の充実、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素を目指す環境対策、行政のデジタル化推進など、多岐にわたる課題に取り組んでいる。

しかしながら、公共サービスを担う人材の不足から現場は疲弊している実態がある。さらに、新型コロナウイルス感染症対応や、多発する自然災害への対応も迫られている。こうした状況に対応するため、政府は令和3年度の地方の一般財源水準を令和6年度まで確保するとしているが、これを守ることはもちろん、増大する地方公共団体の歳出を的確に把握する必要がある。

よって国会並びに政府におかれては、令和5年度の政府予算と地方一般財源の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すため以下の事項について実現することを強く要望する。

記

- 1 社会保障の維持・確保、防災・減災、脱炭素化、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を把握し、必要な一般財源を確保すること。
 - 2 臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
 - 3 今後も続くと思われる、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保とともに、感染症対策等に係る人員の確保や保健所の機能強化を図ること。
 - 4 森林環境譲与税については、林業に係る財政需要がより大きい地方公共団体への譲与額を増大させるよう、譲与基準を見直すこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月18日

新潟県議会議長 小島 隆

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	尾辻秀久様
内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	寺田稔様
財務大臣	鈴木俊一様
厚生労働大臣	加藤勝信様
農林水産大臣	野村哲郎様

原案可決

全会一致

第22号発議案

私学助成の拡充に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和4年10月18日

提出者 総務文教委員長 高橋直揮

新潟県議会議長 小島 隆 様

私学助成の拡充に関する意見書

本県の私立中学高等学校は、各々の建学の精神に基づき、特色ある教育を積極的に展開し、本県の公教育の発展に寄与している。

現在、国際情勢が緊迫化し急激な円安をはじめとして経済情勢が混乱する中で、我が国では、少子高齢化がさらに進行していくことが予想されている。このような状況にあっても、今後も我が国が国力を維持し発展していくためには、社会的資本ともいえる子どもたちを時代の状況変化に対応できる真のグローバル人材として育成することが重要となっている。このことは「経済財政運営と改革の基本方針2022」においても「人への投資」として掲げられており、私立中学高等学校は、如何なる状況下にあっても、有為な人材の育成を通じて国や社会の発展に寄与していくことを目指して、日々教育活動を続けている。

先の見えない状況の中で、私立中学高等学校が新しい教育への移行、教職員の資質向上、学校運営の効率化、さらには、学校のICT環境の整備をはじめ、学校施設の耐震化及び新型コロナウイルス感染症対策のための空調・換気設備等の整備を進めていくには、まずは学校経営の安定的継続が前提となる。そのためには、経常費助成の更なる拡充とともに、これからの公教育の共通基盤となるICT等の教育環境の整備への国公立を問わない支援が喫緊の課題となっている。また、授業料支援においても、私立高校において年収590万円を境に生じている支援金格差の是正とともに、私立中学校生徒に対する経済的支援の拡充が強く求められている。

教育は国の将来の発展に重要な役割を果たすことから、公教育の一翼を担う私立中学高等学校に対しても国の全面的財政支援が求められる。

よって国会並びに政府におかれては、教育基本法第8条及び教育振興基本計画の趣旨に則り、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに、より一層の充実を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月18日

新潟県議会議長 小島 隆

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	尾辻秀久様
内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	寺田稔様
財務大臣	鈴木俊一様
文部科学大臣	永岡桂子様



第23号発議案

雪寒法による次期五箇年計画を早期に策定するとともに除雪事業等の予算確保を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和4年10月18日

提出者 建設公安委員長 中村 康 司

新潟県議会議長 小 島 隆 様

雪寒法による次期五箇年計画を早期に策定するとともに除雪事業等の予算確保を求める意見書

本県は、県土全てが積雪寒冷地域であり、道路除雪や雪寒施設の整備は冬期道路交通を確保するために必要不可欠である。近年は短期間の集中的な降雪が多発しており、急激な積雪の増加に起因する大規模車両滞留が発生するなど、県民の日常生活や経済活動に多大な影響を及ぼしていることから、安全で安心な雪国の生活の確保と地域の発展のためには、総合的・効率的・恒常的に施策が推進されることが何より重要である。

本県を含む積雪寒冷地域における道路除雪などの雪寒事業は、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」(以下「雪寒法」という。)に基づき、平成30年12月に閣議決定された「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」(以下「五箇年計画」という。)によって、国から支援を受けているが、現在の五箇年計画は今年度末で期限切れとなる。

雪寒事業に対しては、交付金や除雪補助による支援があるものの、特に大雪に見舞われた場合や昨今の社会経済情勢の変化に伴う物価上昇により、道路除雪費等が増嵩し、地方負担が一層増大しているところである。

よって国会並びに政府におかれては、積雪寒冷地域における安全・安心な生活を確保するため、雪寒法による次期五箇年計画を早期に策定するとともに、除雪、防雪及び凍雪害防止事業等を一層推進させるための必要な予算措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月18日

新潟県議会議長 小島 隆

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	尾辻秀久様
内閣総理大臣	岸田文雄様
財務大臣	鈴木俊一様
国土交通大臣	斉藤鉄夫様

世界平和統一家庭連合等の高額献金要求等の被害防止 及び被害者救済措置の迅速な実施を求める意見書

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）をめぐっては、これまで深刻な被害を発生させてきた活動の実態が明るみになってきており、社会問題となっている。

宗教法人がその信者に対し、靈感を持ち出して不安をあおったり、合理的な判断ができないような状態を利用したりして、高額の献金を要求することは、信者自身の経済的な困窮や社会的な孤立を招くばかりでなく、家族の生活が破壊されるなど、深刻な事態に陥らせるものであり、到底許すことはできない。

このような違法行為を重ねてきた反社会的団体と政治との密接な関係性について、各々が説明責任を果たしていくことはもちろんであるが、何より喫緊の課題として、被害の重大性を踏まえ、その被害を防ぎ、被害者を迅速に救済することが強く求められる。

靈感商法対策などを話し合う消費者庁の有識者検討会は10月17日、宗教法人への不当な献金を規制する法整備が必要との提言をとりまとめている。

よって国会並びに政府におかれては、世界平和統一家庭連合等の宗教法人が行う高額献金要求等による被害を防止し、その被害者を救済するため、実態把握を進めるとともに、法整備等を含む必要な措置について検討し、迅速に実施することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月18日

新潟県議会議長 小島 隆

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	尾辻秀久様
内閣総理大臣	岸田文雄様
法務大臣	葉梨康弘様
文部科学大臣	永岡桂子様
厚生労働大臣	加藤勝信様
消費者及び食品安全担当大臣	河野太郎様